

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 26 日

宮城県公安委員会委員長 及 川 雄 介

宮城県公安委員会規則第 8 号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出番号等の通知)

第 2 条 法第 4 条に規定する通知は、8 桁の数字をもって行うものとする。

(指示)

第 3 条 法第 11 条に規定する指示は、指示書（別記様式第 1 号）を交付して行うものとする。

(営業停止命令)

第 4 条 法第 12 条に規定する特定金属くず買受業の全部又は一部の停止の命令は、営業停止命令書（別記様式第 2 号）を交付して行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第 5 条 法第 13 条第 1 項に規定する報告又は資料の提出は、報告・資料提出要求書（別記様式第 3 号）によって求めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

宮公委（生企）第 号
年 月 日

指 示 書

住 所

氏名又は名称 殿
（法人にあっては、代表者の氏名）

宮城県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

営 業 停 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称 殿
（法人にあっては、代表者の氏名）

宮城県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり
特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）
処 分 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第3号(第5条関係)

宮公委()第 号
年 月 日

報告・資料提出要求書

住所

氏名又は名称
(法人にあっては、代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり報告・資料の提出を求める。

報告・提出を 求める資料	
理 由	
報告・提出場所	
報告・提出期限	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。